

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

I. 雇用保険法施行規則の一部改正

1 キャリアアップ助成金

(1) 正規雇用等転換コースの見直し

※括弧内は大企業の額

- 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換又は派遣労働者を直接雇用した場合の支給額を拡充等

有期→正規 1人当たり 50万円 (40万円) →60万円 (45万円)

有期→無期 1人当たり 20万円 (15万円) →30万円 (22.5万円)

無期→正規 1人当たり 30万円 (25万円) →30万円 (22.5万円)

- ※ 対象労働者が派遣労働者である場合の加算（以下「派遣加算」という。）及び対象労働者が母子家庭の母等若しくは父子家庭の父又は若者認定事業主（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第12条の認定を受けた事業主をいう。以下同じ。）が転換等を行う35歳未満の者である場合の加算（以下「母子母等加算」という。）は変更なし。

- ※ 無期契約労働者を正規雇用労働者に転換又は派遣労働者を直接雇用した場合の大企業における支給額を減額するため、平成28年3月31日まで所要の経過措置を定める。

【現行のコースの概要】

就業規則等に定められた制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成する。

《支給額》

※括弧内は大企業の額

ア. 有期→正規 1人当たり 50万円 (40万円)

イ. 有期→無期 1人当たり 20万円 (15万円)

ウ. 無期→正規 1人当たり 30万円 (25万円)

- ※ 派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合にあっては、1人当たり30万円加算

- ※ 母子母等加算については、アは1人当たり10万円、イとウはそれぞれ1人当たり5万円加算

(2) 多様な正社員コースの見直し

※括弧内は大規模事業主の額

- 有期契約労働者又は無期契約労働者を多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員）に転換又は派遣労働者を直接雇用した場合の支給額を見直し

有期→多様な正社員 1人当たり 30万円 (25万円) →40万円 (30万円)

無期→多様な正社員 1人当たり 30万円 (25万円) →10万円 (7.5万円)

- 多様な正社員から正規雇用労働者に転換した場合の助成措置を創設
多様な正社員→正規 1人当たり 20万円 (15万円)
- 「勤務地限定正社員又は職務限定正社員制度」を新規導入・適用した場合の助成措置を加算措置に変更
1事業所当たり 10万円 (7.5万円) 加算
- 母子母等加算を見直し
有期→多様な正社員 1人当たり 10万円加算→5万円加算
無期→多様な正社員 1人当たり 10万円加算→5万円加算
多様な正社員→正規(新規) 1人当たり 5万円加算
- ※ 派遣加算は変更なし。
- ※ 無期契約労働者を多様な正社員に転換又は派遣労働者を直接雇用した場合(母子母等加算が行われる場合を含む。)の支給額を減額するため、平成28年3月31日まで所要の経過措置を定める。

【現行のコースの概要】

就業規則等に勤務地限定正社員又は職務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合、有期契約労働者等を多様な正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員)に転換又は派遣労働者を直接雇用した場合、正規雇用労働者を短時間正社員に転換又は新たに短時間正社員として雇い入れた場合に助成する。

《支給額》

※括弧内は大規模事業主

ア. 勤務地限定正社員又は職務限定正社員制度を新たに規定・適用

1事業所当たり 40万円 (30万円)

イ. 有期又は無期→多様な正社員

1人当たり 30万円 (25万円)

ウ. 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ

1人当たり 20万円 (15万円)

※ 派遣労働者を多様な正社員として直接雇用した場合にあっては、アとイはそれぞれ1人当たり15万円加算

※ 母子母等加算については、1人当たり10万円加算

(3) 人材育成コースの見直し

※括弧内は大企業の額

- 有期実習型訓練を修了した対象労働者全員を正規雇用労働者、無期契約労働者若しくは多様な正社員に転換した場合又は派遣労働者である訓練対象者全員を正規雇用労働者、無期契約労働者若しくは多様な正社員として直接雇用した場合、OFF-JTに係る経費助成の上限額を引上げ

<OFF-JT 経費助成の上限額>

100 時間未満	10 万円 (7 万円)
100 時間以上 200 時間未満	20 万円 (15 万円)
200 時間以上	30 万円 (20 万円)

<引上げ後の上限額>

100 時間未満	<u>15 万円</u> <u>(10 万円)</u>
100 時間以上 200 時間未満	<u>30 万円</u> <u>(20 万円)</u>
200 時間以上	<u>50 万円</u> <u>(30 万円)</u>

⇒

※ ただし、いずれも実費を限度とする。

【現行のコースの概要】

非正規雇用労働者に有期実習型訓練を実施する事業主に、訓練に要した費用の一部を助成

《支給額》

※括弧内は大企業の額

- ・OFF-JT（賃金助成）

1 人 1 時間当たり 800 円（500 円）

- ・OFF-JT（経費助成）

訓練時間数に応じた 1 人当たり次の額（実費が次の額を下回る場合は実費を限度）

100 時間未満 10 万円（7 万円）

100 時間以上 200 時間未満 20 万円（15 万円）

200 時間以上 30 万円（20 万円）

- ・OJT（実施助成）

1 人 1 時間当たり 800 円（700 円）

2 3 年以内既卒者等採用定着奨励金

- 3 年以内既卒者等採用定着奨励金を創設し、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を平成 31 年 3 月 31 日までの間に新たに行い（学校等の卒業又は中退後、少なくとも 3 年間は応募可能である場合に限る。）、当該既卒者等を同年 4 月 30 日までの間に新卒扱いで採用し、その後一定期間定着させた事業主に対して、次の額を助成

対象者	1 人目			2 人目		
	1 年目	2 年目	3 年目	1 年目	2 年目	3 年目
既卒者等 (高校中退者を除く。)	50 万※3 (大企業 35 万※2、3)	10 万	10 万	15 万 ※3	10 万	10 万
高校中退者 ※1	60 万※3 (大企業 40 万※2、3)	10 万	10 万	25 万 ※3	10 万	10 万

※1 高校中退者を新規高卒卒で採用した場合に限る。

※2 大企業については 1 人目の 1 年目のみ支給。

※3 若者認定事業主については 10 万円加算。

Ⅱ. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 1 項及び第 2 項

Ⅲ. 公布日

2 月中旬（予定）

Ⅳ. 施行期日等

1. この省令は、公布の日から施行する。
2. この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則に基づく措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定める。
3. その他所要の規定の整備を行う。